

第三章 各発生段階における対策

1 未発生期

(1) 概要

ア 状態

新型インフルエンザ等が発生していない状態。

イ 目的

発生に備えて体制の整備を行う。

国、県、国際機関等からの情報収集等により、発生の早期確認に努める。

ウ 対策の考え方

新型インフルエンザ等は、いつ発生するか分からないことから、平素から警戒を怠らず、本行動計画等を踏まえ、県等との連携を図り、対応体制の構築や訓練の実施、事前の準備を推進する。

新型インフルエンザ等が発生した場合の対策等に関し、市民全体での認識共有を図るため、継続的な情報提供を行う。

国、県、国際機関等からの情報収集等を行う。

(2) 実施体制

ア 市行動計画の作成

市は、特措法第8条の規定に基づき、政府行動計画及び県行動計画等を踏まえ、発生前から、新型インフルエンザ等の発生に備えた行動計画を作成し、必要に応じて見直す。

また、市の行政機能を維持し、市民生活に及ぼす影響を最小限にとどめるため、事業継続計画等を作成しておく。

イ 国・県との連携強化

市は、「保健福祉事務所健康危機管理調整会議」等の枠組み等を通じ、県、関係機関等と相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平素からの情報交換、連携体制の確認、訓練を実施する。

(3) 情報提供・共有

ア 体制整備等

市は、発生前から、情報収集・提供体制を整備し、国及び県が発信する情報を入手することに努める。また、関係部局間での情報共有体制を整備する。

新型インフルエンザ等発生時に、市民からの相談に応じるため、市は、国からの要請に基づいて相談窓口等を設置する準備を進める。

市は、発生前から国、県、関係機関との情報共有を行う体制を整備し、必要に応じて、訓練を実施する。

市は、新型インフルエンザ等に関する情報を収集し、保健福祉事務所との連携の下、地域住民が混乱しないように必要な情報を的確に提供できるよう体制を整える。

市は、新型インフルエンザ等の発生状況等について、メディア等への一元的な情報提供や十分な説明を行うため、専任広報担当者を中心とした広報担当チームを決めておく。

(4) 感染予防・まん延防止

ア 個人における対策の普及

市は、感染予防のため、市民に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい(注)、人混みを避ける等の基本的な感染対策等の普及を図り、また、自らの発症が疑わしい場合は、県新型インフルエンザ等コールセンター（以下、「県コールセンター」という。）に連絡し、指示を仰ぎ、感染を広げないように不要な外出を控えることについて平時から理解促進を図る。

(注) うがいについては、風邪等の上気道感染症の予防への効果があるとする報告もあるが、インフルエンザの予防効果に関する科学的根拠は未だ確立されていない。

[参考]

(ア) 県が個人に対して周知する情報（例）

- a 季節性インフルエンザ対策（手洗い、うがい、咳エチケット、ワクチン接種）の勧奨と周知
- b 新型インフルエンザ等についての基本的な知識
- c 新型インフルエンザ等に対する感染予防・まん延防止対策の周知
 - (a) 基本的な感染対策（マスク着用、咳エチケット、手洗い、うがい、人混みを避けること等）の勧奨

- (b) 緊急事態宣言がなされた場合の不要不急の外出自粛要請
- (c) 緊急事態宣言がなされた場合の公共交通機関の不要不急の利用抑制
- (d) 緊急事態宣言がなされた場合の住民予防接種の実施
- d 県コールセンター（専用回線 TEL 0120-82-1025）の周知
- e 緊急事態宣言がなされた場合の施設の使用制限要請等についての周知
- f 平常時における食料・生活必需品の備蓄に関する勧奨
- g その他新型インフルエンザ等発生時に県が実施する対策の周知と協力要請

(イ) 情報が届きにくい方への情報提供手段の検討

在宅要介護者等、従来の方法では情報が届きにくい方に対しても可能な限りの手段を用いて情報が提供できるよう検討を行う。

(検討を行う手段の例)

- a 回覧板、タウン誌・紙等、地域独自の媒体の活用
- b 民生委員等を通じた情報提供
- c 公共交通機関の車内放送の活用
- d 防災無線の活用

イ 多数の者が利用する施設への情報提供・準備要請

市は、県からの要請に基づき、学校・保育所その他多数の者が利用する施設に対し、県が実施する施設の使用制限要請等の情報を提供するとともに、施設内における感染予防・まん延防止対策や施設運営について定める事業継続計画等を策定する等、必要な事前準備を行う。

なお、社会福祉施設のうち、「入所施設」においては、施設の閉鎖・休止等は困難であることから、施設の継続運営を基本とした計画を策定する。

市は、当該施設が民間施設である場合は、県からの要請に適宜協力し、当該施設に対し事業継続計画等の策定等、必要な事前準備を行うよう要請する。

[事前に検討すべき入所施設での事業継続計画例]

(ア) 事前に、優先すべき業務及び職員が欠勤した場合における職員のシフトなどを検討する

(イ) 近隣の施設や同一法人施設等との緊急時における協力体制の構築について検討する

(ウ) 事業継続にあたり、継続業務を必要最小限とすることが必要なことから、施設の一時退

所が可能（家族の受け入れが可能）な入所者を把握し、事前に、家族へ受け入れについて了承を得る

- (工) 感染者の看護の方法・手順の確認及び感染予防・まん延防止対策（隔離する部屋の選定、動線の分離など）を検討する

ウ 施設の使用制限等への対応体制の構築

県内に緊急事態宣言がなされ、県が地域を指定して市民の外出自粛要請を行うこと、また、積極的に当該地域の全ての学校・保育所・通所社会福祉施設等の使用制限要請を行うことについて、市は、県からの要請に基づき、各施設に事前に周知し、共通認識のもと必要な体制の構築を行う。

市は、当該施設が民間施設である場合は、県からの要請に適宜協力し、当該施設に対し必要な体制の構築を行うよう要請する。

エ 学校等の一時的な休業時の連絡体制の整備

市は、県からの要請に基づき、市立の学校等における家庭との連絡体制を予め構築し、施設の使用制限要請に基づく一時的な休業の実施中における生徒等の健康状態や家庭の状況について把握できるよう体制を整備する。

併せて、臨時休業中における学習指導についても検討する。

オ 通所施設における保護者等への情報提供・準備要請

市は、県からの要請に基づき、保育所・通所社会福祉施設等の通所施設において、一時的に休業を実施することについての必要性や、育児・介護のために就労できない状況が生じることについて保護者・家族の理解を得るように努めるとともに、一時的な休業中の子ども・利用者の感染予防に配慮した家庭での過ごし方等について、あらかじめ家庭で話し合うことを保護者・家族に提案する。

市は、当該施設が民間施設である場合は、県からの要請に適宜協力し、当該施設に対し保護者等への情報提供や提案を行うよう要請する。

カ 地域保育計画の策定

市は、県からの要請に基づき、新型インフルエンザ等が発生し、大流行を経て終息に至るまでの間、保育所の継続的運営が確保されるように、休園保育所を地域で相互補完するため

の地域の保育計画を策定する。

〔事前に検討すべき地域の保育計画〕

- (ア) 保育士が確保できないなど休園せざるを得ない状況において、保育機能を確保するために、休園保育所を補完する近隣の施設等との緊急時における協力体制の構築など
- (イ) 保健センター等の地域資源を活用した一時預かり体制の検討

キ 学校、保育所、社会福祉施設等における集団感染発生時の報告体制の構築

市は、県からの要請に基づき、学校、保育所、社会福祉施設等の施設内で集団感染が発生した時に、速やかに県現地対策本部に報告（施設別発生報告）を行える体制を構築する。

市は、当該施設が民間施設である場合は、県からの要請に適宜協力し、当該施設に対し体制を構築するよう要請する。

ク 感染防御資器材等の供給体制の整備

県では、国の仕組みを活用して、感染防御資器材等（消毒薬、マスク等）の生産・流通・在庫等の状況を把握するよう努める。市は、県等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。

(5) 予防接種

ア ワクチンの生産等に関する情報の収集

市は、県や国等と連携して、プレパンデミックワクチン及びパンデミックワクチンの研究開発や生産備蓄等に関する情報を収集し、予防接種体制の構築に役立てる。

イ ワクチンの供給体制

県では、国からの要請を受けて、県内においてワクチンを円滑に流通できる体制を構築する。

市は、県等と連携してこれらの情報を積極的に収集する。

ウ 基準に該当する事業者の登録

県では、特定接種に係る接種体制、事業継続に係る要件や登録手続き等に関して国が作成する登録実施要領等に基づき、事業者に対して、登録作業に係る周知を行うとともに、あわせて登録事業者に特定接種の実施を請求する確定的権利は発生しないことなどの登録事業者の具体

的な地位や義務等を明示する。

市は、国が行う事業者の登録申請受付、基準に該当する事業者を登録することについて、県等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。

エ 接種体制の構築

(ア) 特定接種

市は、特定接種の対象となり得る職員に対し、集団的接種を原則として、速やかに特定接種が実施できるよう接種体制を構築する。

市は、国が登録事業者に対して行う接種体制の構築要請に協力する。

(イ) 住民接種

市は、国及び県の協力を得ながら、特措法第 46 条又は予防接種法第 6 条第 3 項の規定に基づき、当該市の区域内に居住する者に対し、速やかにワクチンを接種することができる体制の構築を図る。

市は、円滑な接種の実施のために、定期的予防接種等で実施している「佐賀県予防接種広域化事業」を活用するなど居住する市以外の市町における接種を可能にする。

また、他自治体からの転入者、他自治体への転出者についても、円滑に実施可能となるよう、国又は県は、技術的な支援を行う。

市は、国が示す接種体制の具体的なモデルを参考に、速やかに接種することができるよう、医師会、事業者、学校関係者等と協力し、接種に携わる医療従事者等の体制や、接種の場所、接種の時期の周知・予約等、接種の具体的な実施方法について準備を進めるよう努める。

オ 情報提供

県では、新型インフルエンザ等対策におけるワクチンの役割や供給体制、接種体制、接種対象者や接種順位のあり方等の基本的な情報に関して国が行う情報提供に協力し、県民の理解促進を図る。市は、県等と連携してこれらの情報を積極的に提供する。

(6) 医療

ア 県の対策への協力

市は、県等からの要請に応じ、県が行う対策等に適宜、協力する。

※県が行う医療に関する対策等

(ア) 医療体制の構築

新型インフルエンザ等の発生に備えて、医療の具体的な方策を、各地区（医療圏）の保健福祉事務所を中心とした健康危機管理調整会議等（新型インフルエンザ対応）で検討する。

(7) 市民生活及び経済活動の安定

ア 要援護者への生活支援

市は、県内感染期における高齢者、障害者等の要援護者への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等について、国からの要請に対応し、県と連携し要援護者の把握とともにその具体的手続きを決めておく。

(ア) 体制の整備等

市は、新型インフルエンザ等の流行により孤立化し、生活に支障を来すおそれがある世帯（高齢者世帯、障害者世帯等）への具体的な支援体制の整備を進める。

以下の例を参考に、各地域の状況に応じて、要援護者を決定する。

- a 一人暮らしで介護ヘルパー等の介護等がなければ、日常生活（特に食事）が非常に困難な者
- b 障害者のうち、一人暮らしで介護ヘルパーの介護や介助がなければ、日常生活が非常に困難な者
- c 障害者又は高齢者のうち、一人暮らしで支援がなければ市等からの情報を正しく理解することができず、感染予防や感染時・流行期の対応が困難な者
- d その他、支援を希望する者（ただし、要援護者として認められる事情を有する者）

新型インフルエンザ等発生時の要援護者への対応について、市は、関係団体や地域団体、社会福祉施設、介護支援事業者、障害福祉サービス事業者等に協力を依頼し、発生後速やかに必要な支援が行える体制を構築する。

市は、要援護者の登録情報を分析し、必要な支援内容（食料品、生活必需品等の提供の準備等）、協力者への依頼内容を検討する。

(イ) 要援護者支援計画の策定

市は、地域に必要な物資の量、生産、物流の体制等を踏まえ、他の地方公共団体による備蓄、製造販売事業者との供給協定の締結等、各地域の生産・物流事業者等と連携を取りながら、あらかじめ地域における食料品・生活必需品等の確保・配分・配付の方法について検討を行い、地域の実情に応じた計画を策定するとともに、早期に計画に基づく取組を進める。

(ウ) 物資の備蓄

市は、自宅で療養する新型インフルエンザ等の患者を見回るため等に必要なマスク等の備蓄を行っておく。

イ 遺体の火葬・安置

(ア) 火葬能力等の把握

市は、火葬場における稼働可能火葬炉数、平時及び最大稼働時の一日当たりの火葬可能数、使用燃料、その備蓄量及び職員の配置状況等の火葬場の火葬能力並びに公民館、体育館及び保冷機能を有する施設など一時的に遺体を安置することが可能な施設（以下「臨時遺体安置所」という。）数について県が調査する場合に協力する。

(イ) 関係機関等との調整

市は、県の火葬体制を踏まえ、域内における火葬の適切な実施ができるよう調整を行うものとする。その際には戸籍事務担当部局等関係機関との調整を行うものとする。

ウ ライフラインの維持（上下水道、し尿処理、ごみ処理等）

(ア) 事業継続計画の策定

市は、上下水道、し尿処理、ごみ処理等の市民生活の維持に不可欠な機能が継続できるよう、事業継続計画を策定する。

エ 緊急保育の実施

(ア) 緊急保育計画の策定

市は、県の要請に基づき、新型インフルエンザ等対策の実施や社会機能の維持のため自宅保育等の対応ができない保護者の保育におけるセーフティネット（いわゆる「緊急保育」）の体制を構築するために下記の項目について検討を行う。

- a 緊急保育の対象者の特定
- b あらかじめ指定した保育所等での保育の実施
- c 病院内保育施設を活用した保育の実施

なお、緊急保育の対象について、基本的には、以下の関係事業者等において、新型インフルエンザ等対策業務に従事する保護者の児童とする。

※関係事業者等

- ・ 指定（地方）公共機関（特措法第2条第6号、第7号）
- ・ 特定接種の登録事業者（特措法第28条第1項第1号）
- ・ 警察、消防
- ・ 登録事業者と同様の業務を担う地方自治体の職務